

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十二)

平二十九・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 御注意ください。資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等（特定生産性向上設備等に該当するものを除きます。）については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください）。

2 御注意ください。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であつても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。

措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分		1	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等		
事業種目		2							
資産区分	種別	3							
	機械装置等の名称	4							
取得価額	取得年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	指定事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8							
	差引改定取得価額 (7)-(8)又は((7)-(8))× $\frac{75}{100}$	9							
法人税額の特別控除額の計算									
当期分	特定生産性向上設備等以外のもの	取得価額の合計額 (9)のうち特定生産性向上設備等以外のものに係る額の合計額	10	円	当期分	特定生産性向上設備等	当期税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額	20	円
		税額控除限度額 $(10) \times \frac{7}{100}$	11			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑨」)	21		
		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一(三)「2」若しくは「13」)	12			当期税額控除額 (20)-(21)	22		
		当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13		前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (13)-(14)-(20)-(別表六(二十一)「14」)-(別表六(二十二)「15」)	23		
		当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14			繰越税額控除限度超過額 (29の計)	24		
		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑧」)	15		繰越分	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (23)と(24)のうち少ない金額	25		
	当期税額控除額 (14)-(15)	16		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑦」)		26			
	特定生産性向上設備等	取得価額の合計額 (9)のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額	17			当期繰越税額控除額 (25)-(26)	27		
		税額控除限度額 $(17) \times \frac{7 \text{又は} 10}{100}$	18		法人税額の特別控除額 (16)+(22)+(27)	28			
		当期税額基準額残額 (13)-(14)	19						
翌期繰越税額控除限度超過額の計算									
事業年度又は連結事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額		当期控除可能額	翌期繰越額 (29)-(30)				
		29		30	31				
平 . .	平 . .	円		円	外				
平 . .	平 . .	円			外				
計				(25)					
当期分	生産性以外	(11)		(14)	外				
	生産性	(18)		(20)	外				
当期分計									
合計									
機械装置等の概要									

## 別表六（十二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の6第2項若しくは第3項《中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第42条の6第3項から第5項まで《中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 特定機械装置等を事業の用に供した事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

また、平成29年旧措置法第42条の6第2項に規定する特定生産性向上設備等（以下「特定生産性向上設備等」といいます。）の取得等をして、事業の用に供した事業年度（以下「供用事業年度」といいます。）後の事業年度において、当該特定生産性向上設備等について法第42条から法第44条まで《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳の損金算入等》の規定の適用を受けることが予定されている場合には、供用事業年度終了の日において見込まれるその国庫補助金等の交付予定金額を記載してください。

3 「差引改定取得価額<sup>9</sup>」は、措置法

第42条の6第1項第4号に掲げる減価償却資産にあつては「 $((7)-(8)) \times \frac{75}{100}$ 」を適用して計算した金額を、同項第1号から第3号まで又は平成29年旧措置法第42条の6第1項第1号に掲げる減価償却資産にあつては「 $((7)-(8))$ 」を適用して計算した金額を記載します。

4 「税額控除限度額<sup>18</sup>」は、「1」から「9」までに記載

した特定生産性向上設備等について、平成29年旧措置法第42条の6第3項に規定する特定中小企業者等が取得等をし事業供用したものである場合には「7又は」を消し、その他の場合には「又は10」を消します。

5 「翌期繰越額31」の各欄の外書には、措置法第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》又は平成29年旧措置法第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十七)「7」又は別表六(二十七)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」、「当期分計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

6 「機械装置等の概要」には、減価償却資産が特定機械装置等に該当すること及び特定生産性向上設備等に該当すること（平成29年旧措置法第42条の6第3項から第5項までの規定の適用を受ける場合に限り。）の詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。

中 小 企 業 者 の 判 定							
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大規模数法人の明細有する	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額	
常時使用する従業員の数	b			1	g		
大規模法人保有株式合	第1順位の株式数又は出資金の額	c				h	
	保有割合	$\frac{c}{a}$		d		i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額	k		e		j	
	保有割合	$\frac{e}{a}$	f		計 (g) + (h) + (i) + (j)	k	
この表の各欄は、その特定機械装置等を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。							
1 「保有割合d」が50%以上となる場合又は「保有割合f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんので、御注意ください。							
2 「大規模法人の保有する株式数等の明細g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。							